

【未定稿】

【差替え】

資料3

## 第6次岡山県人権政策推進指針答申案

※素案からの変更箇所は、下線で示す。

令和8年1月15日

岡山県人権政策審議会

## 第6次岡山県人権政策推進指針答申案 目次

<b>第1章 背景</b> .....	P 1
1 指針策定の趣旨	
2 人権をめぐる国内外の取組	
(1) 国際社会の取組	
(2) 国の取組	
(3) 県の取組	
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	P 6
1 基本理念「共生社会おかやま」の実現	
2 指針の性格	
<b>第3章 施策の推進方策</b> .....	P 8
1 人権尊重の視点に立った行政	
2 人権啓発・人権教育	
(1) 啓発・教育の在り方	
(2) さまざまな場での啓発・教育	
ア 学校等における教育	
イ 家庭、地域における啓発・教育	
ウ 企業等における啓発・教育	
エ 特定の職業に従事する者への研修等	
3 相談・支援及び救済	
<b>第4章 課題別施策の推進</b> .....	P 17
1 課題横断的な人権課題	
(1) インターネット上の人権侵害 .....	P 17
2 各人権課題	
(1) 女性 .....	P 22
(2) 子ども .....	P 27
(3) 高齢者 .....	P 34
(4) 障害のある人 .....	P 38
(5) 同和問題 .....	P 44
(6) 外国人 .....	P 48
(7) ハンセン病患者・元患者及びその家族 .....	P 53
(8) 患者等 .....	P 56
・ HIV感染・エイズ	
・ その他の疾病等	
(9) 犯罪被害者及びその家族 .....	P 61
(10) 性的マイノリティの人々 .....	P 64
(11) ホームレス（路上生活者） .....	P 67
(12) 自殺問題 .....	P 68
(13) 被災者 .....	P 70
(14) 刑を終えて出所した人及びその家族 .....	P 71
(15) 中国残留邦人とその家族 .....	P 72
(16) 拉致問題 .....	P 73
<b>第5章 推進体制</b> .....	P 74
1 県における体制	
2 国や市町村等との連携・協力	
3 民間との協働	

## 第1章 背景

### 1 指針策定の趣旨

日本国憲法において、人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)と規定され、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(第13条)と法の下での平等及び差別の禁止(第14条)という包括的な規定と、自由権、平等権、社会権などが具体的な保障規定で示されています。

令和7(2025)年6月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」の中では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と規定されています。また、人権尊重の理念は、「すべての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる」とされています。

本県では、平成13(2001)年に「岡山県人権政策推進指針」を策定し、以後5年ごとに改訂を行い、令和3(2021)年3月以降は「第5次岡山県人権政策推進指針」(以下「第5次指針」という。)に基づき、国、市町村、関係機関等と連携・協力の下に、人権施策を総合的に推進してきました。しかし、依然として、インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病患者・元患者及びその家族などさまざまな人権問題が存在し、複雑・多様化しています。

さらに、スマートフォンやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)(\*1)

---

(\*1) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス): インターネット上で人と人がつながりを持つことができるサービスであり、友人同士やまったく知らない人とコミュニケーションを取ることができる。

の普及に伴う、個人情報流出などのプライバシーの侵害やインターネット上のいじめ・誹謗中傷、国籍、性別、障害など特定の属性を有する者へのヘイトスピーチ(\*2)、性的マイノリティの人々に対する人権侵害、災害時における被災者の人権に対する配慮の不足といった問題も起きています。このため、第5次指針策定以降の社会経済情勢等の変化や法律等の制定や改正、新たな問題の発生、「人権問題に関する県民意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果などを踏まえて、「第6次岡山県人権政策推進指針」（以下「第6次指針」という。）を策定し、今後も人権施策を総合的に推進します。

## 2 人権をめぐる国内外の取組

### (1) 国際社会の取組

二度にわたる世界戦争の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるという国際的な認識に達し、昭和 23(1948)年の国連総会で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定めた「世界人権宣言」が採択されました。そして、この宣言を実効あるものにするため、「人種差別撤廃条約(\*3)」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約(\*4)」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約の採択が進み、各種の宣言や国際年の設定などによる取組も行われ、人権の尊重が国際社会の基本的ルールの大きな柱となりました。

しかし、世界各地で紛争や内戦等が絶えず、大規模な自然災害さらには経済格

---

(\*2)ヘイトスピーチ：人種、国籍、思想、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為。近時は、主な態様が街頭デモなどの示威行動から、選挙運動や政治活動の体裁を採るものやSNSや掲示板等のインターネット上での表現行為によるものに変化するなど、多様化している。

(\*3)人種差別撤廃条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

(\*4)女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

## 【未定稿】

差により、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まりました。このため、平成6(1994)年の国連総会において、平成7(1995)年から10年間を「人権教育のための国連10年」とするとともに、その具体的プログラムとして、「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権問題への取組が進められました。

さらに、「人権教育のための世界計画」は、第1フェーズ(段階)の平成17(2005)年～平成21(2009)年においては、初等中等教育への人権教育を、第2フェーズの平成22(2010)年～平成26(2014)年においては、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者等への人権研修を、第3フェーズの平成27(2015)年～令和元(2019)年においては、第1、第2フェーズで目指したことのさらなる強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進を、第4フェーズの令和2(2020)年～令和6(2024)年においては、これまでの第1～第3フェーズの取組の強化を求めるとともに、重点対象を若者として、平等、非差別、多様性の尊重に焦点を当てて「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という。)(\*5)の目標4.7(\*6)と連携した取組を進めてきました。そして、第5フェーズの令和7(2025)年～令和11(2029)年においては、重点対象を若者と子どもとし、特に「人権とデジタル技術」「環境と気候変動」「ジェンダー平等」に焦点を当て、引き続き、SDGsと連携し取り組むこととしています。企業活動における人権尊重については、平成23(2011)年の国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が

---

(\*5)持続可能な開発目標(SDGs):平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。

(\*6)持続可能な開発目標の目標4.7:SDGsのゴール(目標)4「質の高い教育をみんなに」のターゲット7は、「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにすることとしている。

## 【未定稿】

全会一致で支持され、国ではこの指導原則を踏まえ、令和~~7~~7(2025)年12月に『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025改定版)を策定しています。

### (2) 国の取組

我が国においては、憲法で「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとし、この基本的人権の尊重を担保するため、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権問題に関する諸制度が整備され、さまざまな取組が進められました。第5次指針策定以降も、「こども基本法」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」等の諸法令が施行され、取組が進んでいます。

また、人権教育・啓発については、『人権教育のための国連10年』国内行動計画の策定(平成9(1997)年)や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育・啓発推進法(\*7)」の施行(平成12(2000)年)及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「第一次計画」という。)が策定(平成14(2002)年3月)されました。令和7(2025)年6月には、第一次計画策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(以下「第二次計画」という。)が策定され、施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

### (3) 県の取組

本県においては、岡山県人権政策審議会からの「岡山県の人権政策のあり方等について(答申)」(平成12(2000)年3月)を受け、人権全般を視野に入れた今後の施策の方向付けとなる「岡山県人権政策推進指針」を平成13(2001)年3月に策定し、以来、5年ごとに指針の見直しを行ってきました。

---

(\*7)人権教育・啓発推進法：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

## 【未定稿】

これらの指針に基づき、国、市町村や関係機関等との連携・協力の下に、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的に推進してきました。啓発・教育については、県民の人権問題への関心を高め人権意識の高揚を図るため、人権啓発マトリックス(\*8)を中心に積極的に進めてきました。

また、すべての県民が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、お互いを尊重し支え合い、生き活きと明るく暮らしていく「共生社会おかやま」の実現を目指し、ユニバーサルデザイン(\*9)等の考え方を県政のさまざまな分野に取り入れてきました。

平成 21(2009)年には、意識調査を初めて実施し、その結果、9割を超える人が基本的人権について知っていること、障害のある人や高齢者の人権への関心が高いこと、啓発活動としては、テレビ・ラジオ、講演会や研修会が効果的であることなどが明らかになりました。平成 26(2014)年の 2 回目の意識調査では、子どもに対しての虐待、高齢者への悪徳商法や詐欺による被害等が問題だと感じる人が前回調査より増加しました。令和元(2019)年の 3 回目の意識調査では、重要だと思う人権課題としてインターネットによる人権侵害や多様な性（身体と心の性別に違和感がある人・性的指向）を回答する人が増えました。令和 6(2024)年 8 月の 4 回目の意識調査（以下「第 4 回意識調査」という。）においても、重要だと思う人権問題として障害のある人、インターネットによる人権侵害を挙げる人が多く、また、我が国で人権が侵害されることが多くなってきたと回答する人の割合が高くなっています。こうした意識調査の結果を指針等の策定に生かすとともに、効果的な人権施策の実施に努めています。

---

(\*8)人権啓発マトリックス：複雑・多様化した人権問題に対し、人権啓発を総合的、効果的に推進するため、各人権課題を担当する庁内 6 部局 15 課で構成する組織

(\*9)ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方をさらに進め、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインするという考え方

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念 「共生社会おかやま」の実現

第6次指針においては、これまでの指針を引き継ぎ、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会を目指して、人権施策を総合的に推進します。

#### ○ 生命と尊厳を守る社会

すべての人々が、誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、お互いの生命と尊厳を守り、安全に安心して暮らすことのできる社会

#### ○ 互いに多様性を認め支え合う社会

すべての人々が、多様な生き方や考え方などを認め合い、きずなを大切にしてい、共に支え合い、心豊かに暮らすことのできる社会

#### ○ 公平な機会を保障する社会

すべての人々が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、能力と個性を發揮し、希望を持って暮らすことのできる社会

### 2 指針の性格

この指針は、県の人権施策を推進する上で、次の性格を持つものです。

- (1) 「人権教育・啓発推進法」第5条の規定に基づき、県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、第4章に掲げる課題横断的な人権課題や各人権課題への基本的な施策の方向などを示し、総合的な人権施策を推進するためのものです。
- (2) 県が各種計画を策定し施策に取り組む際は、この指針の趣旨に沿ったものとします。

## 【未定稿】

(3) 市町村はもとより、県民、ボランティア、NPO(\*10)、企業、大学などに対してこの指針の趣旨を踏まえ、人権が尊重される社会づくりのための協働を期待するものです。

なお、社会経済情勢等の変化を考慮し、5年を目安に必要な応じ見直しを行います。

---

(\*10)NPO：利潤追求や利益配分を行わず自主的、自発的に公益的な活動を行う民間非営利組織・団体

## 第3章 施策の推進方策

### 1 人権尊重の視点に立った行政

職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権に関わっているとの認識を持ち、職務のいかんを問わず、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務に当たることが大切です。

このため、業務の在り方や進め方については、人権に十分配慮して取り組むとともに、業務上知り得た個人情報の管理等については、「個人情報保護法」「個人情報保護法施行条例」等を遵守して、適切に行います。

また、個々の悩みや感じ方は異なっており、一人ひとりに向き合いながら人権について正しく理解し、人権尊重の視点から問題意識を持って業務に当たることができるよう、体系的な職員研修を行います。

### 2 人権啓発・人権教育

#### (1) 啓発・教育の在り方

県では、人権啓発を、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる各種の研修・情報提供・広報活動等とし、人権教育を、生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動と考えています。

啓発・教育は、県民一人ひとりが人権の意義や重要性を理解するとともに、さまざまな人権問題を自己のこととして捉える人権感覚を育み、日常生活における行動変容につなげることができるよう進めます。また、人権に関する基本的な知識の習得に加え、自己と異なる他者を認め、すべての人が権利の享有主体であることを認識し、行動することができるよう取り組むとともに、「多数者（マジョリティ）」の理解を得なければ「少数者（マイノリティ）」が権利を主張できないと誤解されることがないように、十分留意の上、実施することとします。

## 【未定稿】

啓発に当たっては、国、市町村、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会(\*11)等の関係機関と密接な連携を図りながら、「人権週間（12月4日～10日）」をはじめ、インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人等のさまざまな人権に関する週間、月間等を中心に年間を通じて計画的に実施します。啓発資料については、時宜を捉えたテーマや具体的な人権課題に即し、県民に親しみやすくわかり易い表現を用いて作成し、その提供に努めます。

また、意識調査の結果からも有効とされている新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアやインターネットなどを効果的に活用するとともに、イベントの企画や広報等にも、NPO、スポーツ・文化団体等と協働し、民間のアイデアや手法を取り入れます。

研修に当たっては、講義形式のみならず、多様な立場の人が参加できる交流会や意見交換会、高齢者や障害のある人の疑似体験など、参加体験型の手法を積極的に取り入れます。

教育においては、「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づき学校教育、社会教育における人権教育を積極的に進めます。

情報化社会へ対応するため、社会教育の場や学校の情報教育に人権尊重の視点を正しく位置付け、人権問題に適切に対処できるよう努めます。

こうした専門的な教育や研修等を企画し実施するためには、指導者の役割が大きいため、講師や助言者になりうる人材の養成、指導者の資質の向上、人権に関する情報の収集・提供を積極的に行います。

## (2) さまざまな場での啓発・教育

啓発・教育については、学校、家庭、地域、職場などさまざまな場で、対象者

---

(\*11)岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会：県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に、岡山地方法務局、岡山県人権擁護委員連合会、岡山県、岡山市及び岡山県社会福祉協議会で構成する組織

## 【未定稿】

の発達段階、ライフサイクルなどに応じて進めます。また、生命や身体の安全、個人のプライバシー保護など、人権にかかわりが深い業務や職業の従事者に対して研修を実施します。

### ア 学校等における教育

#### ① 学校等における人権教育の推進

学校等においては、人権尊重の理念や人権教育が目指すものについて明確にし、教育指導や学校運営に努めます。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。このため、就学前においては、幼児の発達の特性を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする心や態度を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えを育みます。

小学校、中学校、高等学校等においては、人権教育推進体制を確立し、児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義、内容や重要性について理解すること及び自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが、さまざまな場面で具体的な実践行動に現れるように、各教科等の指導計画に位置付けて取り組みます。

また、一人ひとりを大切にする観点から、教育上配慮を必要とする子どもの自立支援に取り組むとともに、学校の教育活動全体を通じて、他者の考えや気持ちができるような想像力や共感的な理解力、表現力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力等を培います。取組を進めるに当たっては、学校園間や家庭、地域との連携を図ります。

さらに、幼児、児童生徒が、自己や他者を尊重しようとする感覚や仲間としての連帯感等を育んでいくことができる環境づくりに取り組みます。

#### ② 体験的な活動の重視

## 【未定稿】

多様な集団活動や豊かな自然体験、ボランティア活動などの社会体験、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流活動など豊かな体験の機会の充実を図ります。体験的な活動は、差別や偏見の実態を学び、人権問題についての認識を深める場ともなるものであり、今後、さらにこのような活動の場や情報の提供に努めます。

### ③ 高等教育機関における人権教育の推進

大学・短期大学等の高等教育機関においては、教養科目や憲法などの法学の科目等において、人権教育を取り入れています。また、学内におけるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント(\*12)、アカデミック・ハラスメント(\*13)、パワー・ハラスメント(\*14))などを防止するための規程や組織を設けるなどの取組が行われています。こうした独自の教育や取組を尊重しながら、今後も人権尊重の理念についての理解をさらに深め、それまでの教育の成果を確かなものにするよう人権教育等の充実を支援していきます。

## イ 家庭、地域における啓発・教育

### ① 家庭における人権教育の推進

家庭は、子どもにとって最初に行われる教育の場であり、そこで人権意識の基礎が培われます。そのため、子どもに豊かな情操や善悪の判断力、他の人に対する思いやりの心などが育つよう、保護者の養育能力の向上を目指した学習機会の充実や情報の提供等、家庭教育に対する支援に努めます。

---

(\*12)セクシュアル・ハラスメント：他の者を不快にさせる性的な言動

(\*13)アカデミック・ハラスメント：教育研究上の優越的な地位を利用して、他の者に不当な不利益又は精神的・身体的苦痛を与える行為

(\*14)パワー・ハラスメント：職場内における優位性を背景に、他の者に不当な不利益又は精神的・身体的苦痛を与える行為

## ② 地域における啓発・教育の推進

県民が、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることができるよう、各種情報提供や指導者の養成等により市町村を支援します。

また、図書館や公民館等の社会教育施設における地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会や情報の提供等の支援にも努めます。

## ③ 体験的な活動の促進

多様な集団活動や、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流、ボランティア活動など、体験的な活動を取り入れた学習を促進します。

## ウ 企業等における啓発・教育

企業等には、社会を構成する一員として、人権や環境等に配慮して行動する「企業の社会的責任」を果たすことが求められ、また、近年の「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景に、企業活動における人権を尊重した行動を取ることが求められています。

県では企業等の取組を促進するため、国等と連携・協力し、情報提供や人権研修等を実施します。

企業等において応募者の適性と能力に基づいた基準による採用選考が図られるよう、国と連携して公正採用選考人権啓発推進員(\*15)の設置を促し、人権啓発に関する研修会を開催するとともに、企業等が長時間労働の是正などの働き方改革に自主的に取り組み、性別や年齢に関係なく、一人ひとりが個性と能力を発揮できる職場づくりを進めるため、多様で柔軟な働き方を推進します。

---

(\*15)公正採用選考人権啓発推進員：各事業所内で人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を推進する責任者

## 【未定稿】

また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等は「労働施策総合推進法(\*16)」等により、従前から防止対策が事業主に義務付けられており、令和7(2025)年6月の改正では、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントやカスタマー・ハラスメントの防止対策も義務付けられたことから、これらの職場におけるさまざまなハラスメント(\*17)について、制度の周知を図り、ハラスメント防止対策を推進していきます。

### Ⅱ 特定の職業に従事する者への研修等

#### ① 行政職員

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行するよう、さまざまな人権課題について計画的に研修を実施し、資質の向上に一層努めます。

#### ② 教職員及び社会教育関係職員

教職員が、人権尊重の理念について理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付け、児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導ができるよう、また、教職員の言動が児童生徒の人権を侵害することがないように、研修や啓発

---

(\*16)労働施策総合推進法：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

(\*17)職場におけるさまざまなハラスメント：パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントのほかにも、次のようなものがある。

- ・マタニティ・ハラスメント：女性に対して、妊娠・出産等やそれに関する育児休業や子の養育などについて不利益な取扱いを行う行為
- ・パタニティ・ハラスメント：男性に対して、育児休業など育児のための制度を利用する際に、同僚や上司などが妨害したり、嫌がらせを行う行為
- ・カスタマー・ハラスメント：顧客等からの著しい迷惑行為。顧客等からのクレーム等のうち、その手段・態様が社会通念上不相当で、労働者の就業環境が害される行為
- ・ケア・ハラスメント：家族の介護を行う人に対して、介護に関する制度を利用する際に、同僚や上司などが妨害したり、嫌がらせを行う行為

## 【未定稿】

の一層の充実を図り、体罰や不適切な指導、ハラスメント、児童生徒性暴力等の防止に努めます。

社会教育主事や公民館職員等については、幅広い識見のある指導者の確保に努めるとともに、研修や情報提供などを通じて、資質と指導力の向上に努めます。

### ③ 警察職員

警察学校での研修や職場における各種教育等の機会を通じて、警察職員一人ひとりが、被害者、被疑者、被留置者等、関係者の人権に配慮した警察活動を遂行するよう、職務倫理の徹底に努めます。

### ④ 医療、保健、福祉関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者等については、患者の人権やプライバシーに配慮した医療が確保されるよう、インフォームド・コンセント(\*18)の考え方に基づいて、関係団体による研修を促進します。

また、民生委員・児童委員、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパー等の福祉関係者については、相談者や利用者等の人権を尊重し、プライバシーに配慮した福祉サービスの提供ができるよう、研修を促進するとともに、養介護施設、障害者福祉施設及び各サービス事業所の代表者等指導的立場にある者を対象とした虐待防止研修を行い、代表者等が率先して虐待防止に取り組む体制づくりを支援します。

### ⑤ 消防職員

---

(\*18)インフォームド・コンセント：患者に対して、病名や診療目的、検査法や治療法に係る複数の選択肢について、効果、治療成績、予後等に関する適切な説明を行い、患者が自らの自由意志により、医療方針に合意すること

消防職員は、住民の生命と財産を守る業務を遂行することから、消防学校等において人権意識の高揚を図る教育を進めます。

#### ⑥ メディア関係者

メディアは、情報発信により社会への影響力が大きいことから、番組制作や出版等に当たって、メディア関係者に対して人権尊重の理念が徹底されるよう求めます。

### 3 相談・支援及び救済

差別、虐待、いじめ、名誉毀損やプライバシー侵害など、人権に関する相談・支援については、国、県、市町村、民間団体等が相談窓口を設置し、人権擁護委員や各相談員が対応しています。

被害者の救済については、国は、「人権侵犯事件調査処理規程」（法務省訓令）に基づき、人権擁護機関で被害者等からの申告に対応しています。県は、暴力や虐待などにより、緊急に避難や保護を必要とする女性や子どもなどを、女性相談支援センターや児童相談所で一時保護し安全を確保するほか、自立支援などさまざまなニーズに対応するよう努めています。

しかし、複雑・多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するためには、相談・支援及び救済体制の充実強化や相談機関相互の一層の連携が重要です。

このため、相談機関職員の資質向上のための専門的研修を行うとともに、さまざまな人権問題に応じた連携が行えるよう、相談機関の合同研修を実施し、相互の活動内容の周知等情報交換を図ります。

また、相談・支援及び救済に当たっては、さまざまな機会を通じ、それぞれの人権問題に応じた相談窓口の周知を行うとともに、相談者の心情に十分配慮して対応するよう努めます。

なお、さまざまな人権侵害については、必要な救済を図るための制度の確立を国

に要望するとともに、その動向を踏まえながら対応します。

## 第4章 課題別施策の推進

### 1 課題横断的な人権課題

情報化の進展に伴い、インターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、誹謗中傷や事件・犯罪に巻き込まれるきっかけになるなど、人権侵害の問題が深刻化しています。このような状況を踏まえ、「インターネット上の人権侵害」を特定の分野に限定されず、いずれの人権課題にも関連しており、その解消が各人権課題を解消する上で不可欠な「課題横断的な人権課題」と位置付け、各人権課題に対する取組と併せて、人権施策を総合的に推進する必要があります。

一方、障害や国籍、性別など複数の属性が重なることで、複合的又は加重的な形態の差別を受けるいわゆる「複合差別」となる場合、被害の深刻化が懸念されます。

それぞれの人権課題についての一層の理解を広め、互いに多様性を認め支え合う社会づくりが求められます。

#### (1) インターネット上の人権侵害

##### ア 現状と課題

インターネットの普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用してインターネット上の掲示板やSNSに基本的人権を侵害する書き込み等が増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しています。その背景には、情報通信機器の幅広い年齢層への急速な普及に伴い、さまざまな個人情報がネットを介して簡単にやりとりされるという社会の変革があります。そのような中、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穩に過ごすためプライバシーの保護は今まで以上に対応が迫られています。

国においては、依然としてインターネット上における誹謗中傷等の相談件数が高止まりしている状況を踏まえ、令和7年(2025)年4月、権利侵害への対処を図

## 【未定稿】

る「プロバイダ責任制限法」を「情報流通プラットフォーム対処法（\*19）」に改正し、侵害情報の削除対応手続の迅速化及び実施状況の透明化を図るため、大規模プラットフォーム事業者への削除申出窓口の整備・公表等の義務を定めました。

また、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、平成17(2005)年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

しかしながら、スマートフォンや携帯電話等（以下「スマートフォン等」という。）の急速な普及や、家庭用のゲーム機、タブレット、本来教育の充実を図るために、G I G Aスクール構想(\*20)によって整備された情報通信機器から簡単にネットに接続することが可能になったことと、それらの機器から利用できるSNSや無料通話アプリ、動画共有サイト(\*21)、オンラインゲーム(\*22)などのサービスの拡大に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出、フェイクニュースの拡散等のトラブルや犯罪に巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に青少年を含む若年層において高まっています。

平成21(2009)年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、18歳未満の子どもが使用するスマート

---

(\*19)情報流通プラットフォーム対処法：特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（旧：プロバイダ責任制限法）

(\*20)G I G Aスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想

(\*21)動画共有サイト：インターネット上に動画をアップしたり視聴したりできるサイトで、スマートフォンやゲーム専用機器等でも利用可能

(\*22)オンラインゲーム：インターネットに接続してプレイするゲームの総称で、スマートフォンやゲーム専用機器等からも利用できる。プレイ内容に応じて課金されることもある。同時に複数の人がプレイできるものもあり、友達や見知らぬ人とのプレイも可能

## 【未定稿】

フォン等には、フィルタリング(\*23)サービスの利用を条件として提供することが事業者に対して義務付けられました。また、保護者に対しては、子どもにスマートフォン等を持たせる際には、保護者自身がインターネット上の有害情報の実情やインターネット利用の際の危険性等について認識するとともに、利用時間やアプリを制限できるペアレンタルコントロール(\*24)機能も活用して、子どもの利用状況を管理するなど、適切な対応が求められています。

また、GIGAスクール構想によって整備された情報通信機器は、利用の仕方によっては危険性が伴うことを、学校や保護者等は認識する必要があります。さらに、学校ではネットワーク上のルールやマナーを守る重要性を考える学習活動等を通じて、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）」を育成することが求められています。

### イ 基本的な施策の方向

世代を問わず県民に対して、一人ひとりがインターネット利用上のモラルを守り、正しく利用するための教育・啓発に努める必要があります。

特に、誹謗中傷などにつながるインターネット上の人権侵害等、青少年を取り巻く問題に対し、携帯電話事業者とも連携し、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

### (ア) 情報リテラシー(\*25)向上運動の推進

---

(\*23)フィルタリング：インターネット上の有害な情報を閲覧できないように制限をかけること

(\*24)ペアレンタルコントロール：保護者が少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること

(\*25)情報リテラシー：リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT」等と組み合わせて、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理・活用（発信等）するための能力を表す。

## 【未定稿】

広く県民に向けて、誹謗中傷の被害者にならないための留意点等の周知のほか、「責任ある情報発信」という観点から差別を助長したり人権を侵害したりするような情報発信をしないよう、県のホームページ等を通じ、情報リテラシー向上のための啓発に努めます。

県、教育庁、県警察本部、IT関係企業・関係団体等と緊密な連携を図りつつ、産学官で構成された岡山県高度情報化推進協議会を活用しながら、インターネットやスマートフォン等の正しい使い方等の普及・意識啓発を行います。

また、岡山情報ハイウェイの利用者に対しては、人権の視点に立った接続許可基準等を引き続き適正に運用するとともに、インターネット利用上のモラルの普及・啓発に努めます。

なお、インターネット上の人権侵害等の書き込みによる被害の申し出を受けた場合は、違法・有害情報相談センターなど専門の相談窓口を紹介し、速やかな開示請求・削除要請につなげるとともに、必要に応じて、法務省の人権擁護機関による人権侵害情報の削除要請につなげてまいります。

### (イ) 「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動

青少年を取り巻くスマートフォン等やインターネットの利用環境は、大人の注意が行きわたらず、いじめや依存症等の健康被害、犯罪被害等の諸問題の温床となっていることから、庁内関係課や携帯電話事業者が連携した問題解決チーム(タスクフォース)を設置し、青少年や保護者等に対するスマートフォン等やインターネットの適切な利用に向けた啓発、フィルタリングやペアレンタルコントロールの設定促進、相談窓口の周知などに努めます。

### (ウ) インターネット等青少年を取り巻く問題への対応

学校や教育委員会においては、これまでのインターネット上のいじめや依存症だけでなく、誹謗中傷や不適切な書き込み等の問題点や危険性を踏まえ、児童生

## 【未定稿】

徒が被害者にならないための留意点や、被害者になった場合の適切な対応方法の周知を図ります。また、「責任ある情報発信」という観点から加害者にならないための教育・啓発にも重点を置き、引き続き教員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図るとともに、スマートフォン等の利用に関する適切なルール作り等について、児童生徒の主体的な活動の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、子どもを守る取組を進めます。

## 2 各人権課題

### (1) 女性

#### ア 現状と課題

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮する機会が保障されること、あらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

県では、国内外の動きを背景に、平成13(2001)年の「おかやまウィズプラン21」の策定から、令和3(2021)年の「第5次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

しかし、令和6(2024)年10月の「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識に変化がみられますが、家庭での役割分担については、「生活費を稼ぐ」のは夫、「家事・育児等」は妻の役割との認識が高く、また、社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

また、令和6(2024)年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正施行され、自由、名誉又は財産に対する脅迫を受けた者も申立て対象とするとともに、精神に重大な危害を受けるおそれ大きい場合も配偶者等の接近禁止命令の対象となるなど、依然として配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)の根絶が重大な課題となっています。

複雑化、多様化する女性をめぐる課題解決に向け、県では、令和6(2024)年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、市町村や民間団体等と緊密な連携を図りながら取組を推進しています。

#### イ 基本的な施策の方向

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、

## 【未定稿】

互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、「第6次おかやまウィズプラン」等に基づき、総合的かつ効果的に施策を推進します。

### (ア) 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきていますが、家庭での性別役割分担について、「生活費を稼ぐ」のは夫、「家事・育児等」は妻の役割との認識が高く、また、社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

このような現状を踏まえて、男女共同参画社会の基盤づくりを進めるため、地域社会や職場等での固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する気づきを促す取組を進めます。

また、人権意識や男女平等観を育てるため、教職員の資質と指導力の向上や、家庭や地域において、子ども一人ひとりの個性と能力を發揮できる環境づくりに取り組めます。

さらに、男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすく暮らしやすい多様な幸せ (well-being(\*26)) を実現する社会を築くことでもあります。男性の男女共同参画に対する理解を促進するとともに、長時間労働等を前提とした労働慣行の見直しや、男性の育児休業取得の促進等に取り組み、男女ともに仕事と家庭が両立できる環境づくりを推進します。

### (イ) 男女の人権が尊重される社会の構築

#### ① 性別に基づくあらゆる暴力の根絶

DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど

---

(\*26) well-being：確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念

## 【未定稿】

すべての暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。県内のDV相談件数は近年3,000件を超えて推移しており、「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」でも、配偶者のいる又はいた女性の約4割、男性の2割台半ばがDVを受けたことがあるとの結果が出ています。

DVについては、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、広報・啓発や被害者の保護と自立支援に取り組むとともに、男性からの相談体制の充実などを図ります。若い世代においては、交際相手からの暴力（デートDV・ストーカー）が問題になっていることから、予防啓発、教育の推進や相談窓口の周知に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力については、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、相談しやすい環境の整備など被害者支援の充実を図るほか、教育・啓発活動を通じた意識改革に取り組みます。

さらに、ストーカー行為に対しては、「ストーカー規制法(\*27)」等に基づき、警告や禁止命令などの対応を行うほか、被害者へのアドバイスや防犯器具の貸し出しなど必要な援助に取り組みます。

性別に基づくあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題であることから、市町村をはじめとする関係機関やボランティア・NPO等と連携して取組を進めます。

### ② 生涯を通じた女性の健康支援

女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きな影響を受けるという特性があり、生涯を通じて、男性とは異

---

(\*27)ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律

## 【未定稿】

なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女とも留意する必要があり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（\*28）」の視点が重要です。

性別による違いについて理解を深める取組を進めるとともに、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援します。

### ③ 生活上のさまざまな困難を抱える人々への支援

経済情勢の変化に伴い、雇用・就業をめぐる環境が厳しさを増す中で、貧困や地域での孤立などさまざまな生活上の困難に直面している人がいます。

このため、ひとり親家庭など経済的に不安定な家庭からの相談に応じる体制の強化や自立支援などの対策を行います。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されることから、周囲とのネットワークづくりや日常生活面の支援を行うほか、男性相談の充実などを図ります。

### ④ 男女共同参画の視点に立った防災・復興対策の推進

防災・復興に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大を図り、女性や子ども、要配慮者など支援が必要な人たちのニーズ等に配慮した災害対応の取組を平常時から一層推進します。

### (ウ) 男女が共に活躍する社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは男女共同参画社会

---

(\*28)性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：平成6（1994）年のカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された考え方で、安全な妊娠・出産、性感染症の予防等を含む女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康とその権利

## 【未定稿】

の基礎となるものであり、女性の活躍が進むことは、すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される社会の実現とともに、社会経済の持続的な発展の確保にもつながるものです。行政はもとより、関係機関、各種団体、企業などへも働きかけ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を一層推進していきます。

さらに、医療、科学技術・学術といったさまざまな分野や農林水産業、自営業、建設業といった産業においても、女性の活躍の場の拡大に向けた取組を進めます。職場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性が働き続けることのできる環境づくりを進めるとともに、意欲と能力のある女性や子育て中の女性等への支援など、女性のチャレンジを支援します。

誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（\*29））の実現に向けて取り組めます。

若い世代の大都市圏への転出超過の状況も踏まえ、さまざまなライフステージにあっても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる魅力ある地域づくりとその発信に取り組めます。

---

(\*29)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること

## (2) 子ども

### ア 現状と課題

我が国では、憲法の精神に従って、昭和 22(1947)年に「児童福祉法」、昭和 26(1951)年に「児童憲章」が制定され、すべての子どもの幸福を図ることを理念として、諸施策が進められてきました。

平成 6(1994)年批准の「児童の権利に関する条約」(平成元(1989)年国連総会採択)では、これまで保護の対象としていた子どもを権利の主体として位置付け、「子どもの最善の利益」を優先させるとしています。

この趣旨を反映して「児童虐待の防止等に関する法律」など子どもの権利擁護に関する法律の整備と施策の充実が図られるとともに、「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」が施行されるなど、少子化の進行や子どもを取り巻く環境の変化に対応する取組が進みました。

しかし、核家族化の進行、女性就業者や在住外国人の増加、インターネットの普及による情報化など、子どもと子育て家庭を取り巻く地域・社会経済環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを持ち孤立化する親が増加し、子ども虐待(\*30)の複雑・深刻化、いじめの増加など多くの問題が生じています。

このような中、国では、令和 5(2023)年に「こども基本法」が施行され、「こども基本法」に基づく「こども大綱」が策定されました。「こどもまんなか社会」の実現に向け、さまざまなこども施策の推進に取り組んでいます。また、令和 6(2024)年 6 月に公布・施行された改正「子ども・若者育成支援推進法」において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーが明記されました。

---

(\*30)子ども虐待：県では、平成 15(2003)年 4 月に子ども虐待防止専門本部を設置し、子ども虐待防止対策を推進していることから、子どもに対する虐待を「子ども虐待」と表記している。

## 【未定稿】

こうした状況に対応するため、本県においても、「岡山いきいき子どもプラン」と「県子ども・若者育成支援計画」を統合し、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、次代を担う子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援する社会づくりを推進するための総合的な計画として「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」を策定しました。

また、「岡山県子どもを虐待から守る条例」を制定し、平成 28(2016)年からこの条例に基づき、子ども虐待の防止に向けて、県機関が取り組むべき方策である行動計画を毎年策定しています。さらに、令和 4(2022)年の「児童福祉法」改正を踏まえ「岡山県社会的養育推進計画」を令和 7(2025)年 3 月に改定し、子どもの「意見を聴かれる権利」が保障される環境の整備を通じて、子どもが参加できるシステムを構築するなど子どもの最善の利益を実現するための取組を推進しています。

### イ 基本的な施策の方向

すべての子どもの人権が尊重され、子どもが主体性を発揮しながら健やかに成長していくことができるよう社会全体で子育てを応援する環境づくり、体制づくりを推進します。

#### (ア) 啓発の推進と意識の高揚

「児童の権利に関する条約」や「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」、「岡山県社会的養育推進計画」について広報啓発活動を推進するとともに、令和元(2019)年 6 月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」や令和 4(2022)年 12 月に改正の民法に基づき、親権者による体罰の禁止などについての啓発を行います。行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業などがそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもが健やかに育つための環境づくりに努めるよう、県民意識の高揚を図ります。

また、いじめや少年非行等は、大人の社会を反映しており、大人自身の在り方

## 【未定稿】

が問われている問題でもあることから、青少年の健全育成は大人の責任であることを意識付けるために家庭や地域に対する広報啓発を積極的に推進します。

さらに、生命を大切に作る心や思いやりの気持ちの欠如、規範意識の低下などがいじめ等の要因と考えられることから、学校においては、道徳教育の充実等を通じて、規範意識と思いやりの心を持った子どもを育成します。

### (イ) 子育て支援の推進

#### ① 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

母子保健対策や家庭の子育て力の充実支援により、子どもがのびのびと育ち、自尊心を持って、自分の個性や能力を最大限に伸ばせるよう、子どもの心と体を育む場である家庭づくりを支援します。また、さまざまな機会を活用し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うとともに、心身の健全育成を図るため、食育の推進や食の安全・安心の確保に努めます。

#### ② みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

家庭だけでなく、地域、学校、企業等、社会全体が子育てを支援するよう努めます。

学校の余裕教室や公民館等を活用して「子どもの居場所」を開設し、さまざまな体験活動、交流活動の実施や、地域住民が自らの経験や知識・学びの成果を生かし学校教育活動を協働で支援する取組を推進します。

さらに、世代間交流や社会参加活動、学力の向上、豊かな心や健やかな身体の育成を通じて、子どもの生きる力を育成します。

また、子どもに対する悪影響が懸念されるインターネットや雑誌等の有害情報から子どもを守り、心身ともに健全な育成を図るため、関係業者等への立入調査を実施します。

特に、誹謗中傷やいじめなどにつながるスマホ・ネット問題については、

## 【未定稿】

子どもへの情報モラル教育や保護者への啓発、携帯電話事業者との連携によるフィルタリングの利用促進など、学校と家庭・地域との連携を強化し、子どもを守る体制づくりの構築を推進します。

### ③ 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の拡大・確保、教育・保育の質的改善、放課後児童クラブの設置促進、大規模なクラブの分割化を進め、子育てやしつけの悩み、いじめなど子どもに関するさまざまな問題についての相談体制の強化など地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

また、医療体制の確保、経済的支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などにより、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりに取り組みます。

### ④ 子どもを守り支援する体制づくり

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談は増加傾向にあり、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、令和4(2022)年の改正「児童福祉法」に基づき、子育ての不安や負担感、地域からの孤立感等の解消のため、こども家庭センターの設置を促進し、子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から早期支援、子どもの自立に至るまで切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化や子ども虐待を防ぐ地域のネットワーク体制の充実を図ります。

併せて、代替養育が必要な子どもについては、「家庭養育優先」の原則の下、家庭と同様の環境（里親等）や良好な家庭的環境（施設）での養育を優先した

社会的養育の充実を図ります。

また、障害のある子どもに対しては、適切な医療や療育の提供、自立に向けたさまざまな支援を、ひとり親家庭に対しては、生活や経済的自立の支援、就業支援を行います。さらに、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、関係機関連携の下、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就業の支援など子どもの貧困対策を総合的に推進します。

なお、いじめや性暴力などの被害を受けた子どもや問題を抱える子どもについては、相談機関相互の連携を強化するなど相談体制を確立し、相談窓口を周知するなど、継続的、かつ、きめ細かな支援を行います。

## (ウ) 人権尊重の意識を高める教育の推進

### ① 学校教育の充実

学校教育においては、子どもの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、児童生徒が人権について知的理解(\*31)を深め、自他を大切にする人権感覚を身に付けるよう取り組みます。

また、生命の大切さ、正義感や倫理観、他の人への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、ボランティア活動などへの参加や自然体験、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流等を積極的に推進します。

いじめについては、人権を侵害する決して許されない行為であることの理解を促し、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことなどにより防止に努めます。さらに、校内の教育相談体制の充実や、いじめ対策委員会を中心とした教職員の組織的対応の強化、児童相談所や警察等の関係機関との連携な

---

(\*31)知的理解：発達段階に応じて、個人の尊厳や人権尊重の意義、人の生命の大切さ、人権の歴史や現状、関係法令等に関する知識、自他の人権を擁護し、人権侵害を防いだり解決したりするために必要な実践的知識等を理解すること

## 【未定稿】

ど、子どもに寄り添い、きめ細かく対応できる体制を整えます。

また、不登校については、いじめや子ども虐待など人権に関わる問題が背景となっていることもあることから、学校長のリーダーシップの下、家庭・地域や関係機関等との連携を図りながら、組織的、継続的な指導、相談、支援を進めます。

性暴力については、子どもを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進し、生命は尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとり尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指します。

特別支援教育については、平成19(2007)年から「学校教育法」に位置付けられ、すべての学校において、障害のある子どもへの支援をさらに充実させていきます。障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高められるよう、適切な指導及び必要な支援に努めます。

就学前教育については、幼児の発達の特性を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする態度を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように、人権感覚の育成に重点を置いた取組を進めます。

このほか、主権者や消費者に関する教育など、現代的な諸課題に関する教育については、児童生徒の発達段階に応じて、教科等横断的な視点で組織的かつ計画的に推進します。

## ② 社会教育の充実

家庭において、人権を大切に生き方を保護者が示すことが必要であることから、PTAを対象とした研修会等で、人権や人権問題、子どもの自尊感情

## 【未定稿】

を育む子育てについての学習機会や情報提供の充実に努めます。

また、家庭教育の悩みや不安に対する相談事業を実施するとともに、学校、家庭、地域の連携・協力が進むよう支援します。

さらに、企業等に対しては、学習機会の提供等を通じて、家庭や地域の教育力の向上を支援します。

### (3) 高齢者

#### ア 現状と課題

県においては、高齢化が急速に進み、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しています。多年にわたり社会の発展のために貢献してきた高齢者が尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域や家庭で安心して安全に生活することは極めて大切です。

しかしながら、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者の増加、介護の長期化や重度化等による家族介護者等の身体的・精神的・経済的負担の増大といったことに加え、所在不明や虐待、特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害など、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題が生じています。

こうした中、平成 18(2006)年には予防重視型システムへの転換のほか、新たなサービス体系の確立やサービスの質の向上などを骨子とする「介護保険法」の一部改正や「高齢者虐待防止法(\*32)」が施行され、平成 24(2012)年には市町村が市民後見人の育成活用等に努めるよう「老人福祉法」の一部が改正されました。

認知症の人も含め、高齢者の尊厳が重視され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、計画的に介護基盤の整備を進めるとともに、市町村と連携し、在宅医療・介護連携や生活支援、介護予防等の推進に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

引き続き、令和 6(2024)年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、国が策定した「認知症施策推進基本計画」を踏まえた施策の推進を図っていくことが重要となります。

#### イ 基本的な施策の方向

---

(\*32)高齢者虐待防止法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

## 【未定稿】

地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、成年後見制度(\*33)等の活用促進や認知症の人とその家族への支援などを通じて、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

さらに、高齢者の社会参加や他世代との交流を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動を推進します。

### (ア) 地域包括ケアシステムの構築

#### ① 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を維持しながら本人が望む生活を継続できるよう、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供できる体制を構築し、在宅医療や介護サービスの充実を図ります。また、市町村が主体となって在宅医療と介護の連携を推進できるよう、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進など市町村の取組を支援します。

#### ② 生活支援と介護予防の推進

一人暮らし高齢者等の生活支援や介護予防を進めるため、高齢者の地域活動への参加を促進します。また、民間企業、NPO、ボランティア団体等多様な主体が生活支援や介護予防に参画し、住民参加の取組が行われるよう、生活支援コーディネーターの養成や高齢者、地域住民等への普及啓発を行うなど、市町村の取組が円滑に進むよう支援します。

### (イ) 権利擁護の推進

高齢者の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度等の活用促進、虐待への対応、特殊詐欺や悪質商法等に

---

(\*33)成年後見制度：財産管理、福祉サービス等についての契約や遺産分割などの法律行為を行う際に、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度

## 【未定稿】

よる消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

養介護施設及び各サービス事業所の代表者等指導的立場にある者を対象とした虐待防止研修を行い、代表者等が率先して虐待防止に取り組む体制づくりを支援します。

また、虐待の早期発見・早期対応のため、地域包括支援センターや市町村の職員に対する研修を実施し、高齢者の人権の擁護を図ります。

### (ウ) 認知症施策の推進

若年性を含めた認知症の人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、市町村と連携して、認知症の人を地域で支える体制の構築を進めます。

#### ① 医療・介護サービスの提供

認知症の人が早期の段階から継続して適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医への研修や認知症疾患医療センターの整備等の施策を進めます。

また、認知症の人に対するケアの改善・向上を図るため、医療・介護従事者に対する研修を実施します。

#### ② 地域で支える体制の整備

認知症の人の介護相談、介護体制、生活支援サービスの充実や認知症の人を介護する家族の精神的な負担の軽減を図るため、認知症コールセンターを設置するとともに、市町村と連携し地域包括支援センターを中心とした各種相談体制の整備に努めます。

また、認知症に対する理解を深め、地域での見守り支援を広げていくため、地域・職域・学校等での認知症サポーター養成講座の開催や、キャラバン・メイ

## 【未定稿】

ト(\*34)の養成などを通じて正しい知識の普及を図るとともに、サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築する市町村の取組を支援するなど、地域で支える体制の整備を推進します。

### (I) 生活環境の整備

高齢者が安全で快適に生活できるよう、道路や建物などの公共施設のバリアフリー(\*35)化を進めます。また、高齢者の特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅やシルバーハウジングの効率的な運用により高齢者の住まいの確保に努めるとともに、個人住宅についても自宅での生活をより快適に行えるよう、リハビリテーション等の専門チームによる相談体制を市町村に構築することを促進し、住宅のバリアフリー化を支援します。

日常生活に必要な福祉用具の給付や、介護機器の普及など、在宅生活の継続を一層支援します。

### (オ) 社会参加の促進と交流

高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って活躍し、知識や経験を生かして社会の支えとなることが期待されていることから、若い世代との交流や相互支援の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。また、「老人の日（9月15日）」「老人週間（9月15日～21日）」「敬老の日（9月第3月曜日）」などを通じて、県民が高齢者福祉に対する理解を深められるよう啓発に努めます。

---

(\*34)キャラバン・メイト：認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症の人や家族をできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する際、その講師役を務める者のこと

(\*35)バリアフリー：もともと段差等の物理的障壁（バリア）を除去するという住宅建築用語であったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

## (4) 障害のある人

### ア 現状と課題

障害のある人は、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を発揮し積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、さまざまな障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等実現が困難なことがあります。

このため、国では、平成26(2014)年の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法(\*36)」、「障害者総合支援法(\*37)」、「障害者差別解消法(\*38)」等、障害の「社会モデル」(\*39)の考え方を取り入れた法や制度の整備が順次行われてきました。また、雇用については、障害のある人がその適性と能力に応じて働くことができるよう、均等な機会・待遇の確保など雇用の促進等の措置が図られており、雇用率の引上げや算定基礎の見直しなどの制度改正が行われています。

こうした中で県では、令和6(2024)年3月に「第5期岡山県障害者計画(第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画)」を策定し、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの充実など、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、総合的、計画的に施策を推進しています。

また、令和6(2024)年7月の最高裁判所判決において旧優生保護法の規定が違憲とされたことを受け、重大な人権侵害への反省から、障害のある人への偏見や差別を根絶し、すべての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国において同

---

(\*36)障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(\*37)障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(\*38)障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(\*39)障害の「社会モデル」：障害のある人が日常生活又は社会生活で受けるさまざまな制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁(社会的障壁)と相対することによって生じるものという考え方

## 【未定稿】

年 12 月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」がとりまとめられました。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対しては、平成 31(2019)年施行の「旧優生保護法一時金支給法(旧法)(\*40)」に基づき国から一時金が支給され、また、令和 7(2025)年には「旧優生保護法補償金等支給法(\*41)」が施行され、旧法を引き継ぎ、一時金及び補償金の支給が行われています。

### イ 基本的な施策の方向

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者基本法」等に基づき、障害のある人の意見を十分反映しながら各種施策を推進します。

#### (ア) 心のバリアフリーの推進

「障害者週間(12月3日～9日)」において、街頭キャンペーンや講演会等の啓発・広報活動を関係団体等と連携して取り組み、障害のある人に対する理解や関心を高め、障害のある人の社会参加を促進します。

また、障害者スポーツ大会や岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会、文化芸術活動及びボランティア活動などにおいて、障害のある人となない人とのふれあいや交流を積極的に行うなど、相互理解を深め、思いやりの心を育てていきます。

さらに、障害のある人の多様な特性を理解し、障害のある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う「あいサポート運動」の推進に努めます。

---

(\*40)旧優生保護法一時金支給法：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

(\*41)旧優生保護法補償金等支給法：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

(イ) 主体的な選択の尊重

障害のある人が自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、成年後見制度や日常生活自立支援事業(\*42)等の利用により、福祉サービスなどを主体的に選択する仕組みとなっており、その活用を進めます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ(\*43)の向上、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等を図ります。

さらに、利用者主体の質の高いサービスを提供するため、事業運営の透明性確保、取組内容の検証・改善を進めるほか、生活全般にわたる相談、保健・医療・福祉サービスの利用援助及び情報提供などを総合的に処理できる体制の整備を図ります。

(ウ) 地域生活の支援

① 保健・医療

障害の原因となる疾病の予防対策を進め、施設や家庭での療育指導支援体制の充実を図り、障害の早期発見、早期治療を推進します。さらに、障害の状態を軽減するためのリハビリテーション医療の充実整備を進め、自立支援を図ります。

精神科病床への入院は、本人の意思によることを基本とし、精神医療審査会の運営や実地指導、実地審査を通じて、できる限り開放的な処遇となるよう指導するほか、措置入院や医療保護入院等、非自発的入院であっても人権保護の観点から、支援員が入院中の患者を訪問し、医療機関の外の者との面会交流を

---

(\*42)日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

(\*43)情報アクセシビリティ：年齢や障害の有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

## 【未定稿】

確保する入院者訪問支援事業の実施や入院患者の自由な通信手段等を確保し、退院請求や処遇改善請求制度の適正な運用を図ります。

### ② 福祉

共生社会の理念のもと、地域社会の中で暮らすには、多様できめ細かな福祉サービスの一層の充実が必要です。

このため、グループホーム等の生活基盤となるサービスの整備を進め、地域移行を促進します。また、障害のある人及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けられることができるよう相談支援体制の充実や地域生活支援事業の実施により、安心して地域生活を送ることができるよう支援します。

なお、地域の中で自立した生活を送るためには、地域住民とのかかわりが重要であることから、障害のある人の社会参加について、総合的な理解や支援が促進されるよう啓発に努めます。

### ③ ボランティア

障害のある人とない人が一緒に活動する機会をつくり障害に対する理解や支え合う意識を広げていくため、福祉事業者、学校等地域団体が一緒になって地域のボランティア活動を行う環境づくりを推進するとともに、ボランティアへの参加啓発活動を推進します。また、身近な地域で障害福祉サービスを提供することができるよう、専門性を有したボランティアの確保・育成にも努めます。

### ④ 生活環境

安全で快適な生活と社会参加促進のため、「岡山県福祉のまちづくり条例」等に基づき、建物、道路、公園、公共交通機関等にバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。特に病院、店舗、集会場、ホテル、官公庁

舎などの特定生活関連施設については、その新築等に当たり指導及び助言を行います。

## (I) 自立と社会参加の促進

早期の適切な療育・育成相談のために、保健所や児童相談所の相談・支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校が、必要な助言・指導を行うなど地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすよう努めます。さらに、教育や福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

また、インクルーシブ教育システム(\*44)の構築や災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化、教員の特別支援教育の専門性の向上等の教育環境の整備を推進し、さらにすべての人が、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発活動を推進します。

障害のある人が社会を構成する一員として、自らの能力を最大限発揮できるように支援することが必要であり、学校における進路指導を充実し、子どものニーズに応じた進路決定を支援するとともに、一般就労に関しては、職業訓練の実施や各種就業支援、障害者就業・生活支援センターによる就業面及び生活面の一体的支援を促進し、また、福祉的就労に関しては、工賃向上計画の推進により経済的基盤を支え、障害のある人が地域で自立して生活できるよう支援します。そして、「障害者雇用促進法(\*45)」に基づき、労働局等関係機関と連携して事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人が働くための合理的配慮(\*46)の提供などについて啓発・周知を行い、障害のある人もない

---

(\*44)インクルーシブ教育システム：共生社会を目指すため、障害のある子どもがその能力等を可能な限り発達させ、より一層社会参加することを目的に、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ仕組み

(\*45)障害者雇用促進法：障害者の雇用の促進等に関する法律

(\*46)合理的配慮：社会的障壁を取り除くために、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応すること

人もともに働く機会の実現と均等な待遇確保の実現を目指します。

(オ) 権利擁護の推進

障害のある人の尊厳が重視され、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進など権利擁護のための必要な支援を行います。「障害者差別解消法」等に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障害のある人への合理的配慮の提供がなされるよう取組を推進します。また、障害のある人が安全安心な消費生活を送れるよう、障害の特性に配慮した消費者教育の提供、支援機関等とのネットワークづくりによる支援に取り組みます。障害者虐待事案について、市町村や障害者福祉施設等の職員に対する研修を実施するとともに、各サービス事業所における虐待防止委員会の設置等を指導するなど、障害のある人の人権の擁護を図ります。

また、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方への補償金等の支給が円滑に進むよう、専用の相談窓口を設置するほか、医療機関や弁護士会等と連携し、対象となる方に寄り添った対応をしていきます。

## (5) 同和問題

### ア 現状と課題

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権に関わる課題として、その解決に向けて諸施策が展開されてきました。

昭和 40(1965)年の「同和対策審議会答申」(以下「同対審答申」という。)において、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」また、「部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」とされました。この同対審答申を受けて、昭和 44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別法(\*47)に基づき 33 年間にわたり、県では、国や市町村との密接な連携の下に、早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。

これらの施策の推進と人々の努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、同和問題についての理解と認識も進み、全般的に着実な進展を見ました。このため、平成 14(2002)年に特別法に基づく同和対策がすべて終了した後、県では、同和問題の解決に向けた行政を一般対策で取り組んできました。

平成 28(2016)年に「部落差別解消推進法(\*48)」が施行され、部落差別のない社会を実現するため、差別解消に必要な教育及び啓発に努めてきました。

これまでの取組により、県民の理解と認識が深まるとともに、同和問題に係る相談件数は減少傾向にあるなど、同和問題は解決に向かっています。一方で、第 4 回意識調査では、同和問題に関する人権問題として、交際・結婚での周囲の反対や身元調査のほか、前回調査に比べてインターネット上への差別的情報の掲載等を回答する割合が高くなるなど、引き続き、その差別意識の解消に取り組む必

---

(\*47)「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別法：同和対策事業特別措置法のほか、昭和 57(1982)年施行の「地域改善対策特別措置法」、昭和 62(1987)年施行の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

(\*48)部落差別解消推進法：部落差別の解消の推進に関する法律

要があります。

また、同和問題を口実としたえせ同和行為は、相談件数は減少しているものの、排除には至っていない状況です。

## イ 基本的な施策の方向

県では、同対審答申の趣旨や平成8(1996)年の「地域改善対策協議会意見具申」の考え方(\*49)を踏まえ、「部落差別解消推進法」及び同法の附帯決議の趣旨を尊重し、「法の下での平等」「個人の尊厳」など人権一般の普遍的な視点の下、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、国、市町村、関係機関と連携して、その差別意識の解消のための取組等を進めます。

### (ア) 啓発の推進

~~差別意識の解消のため、~~一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深めるとともに、日常生活で生かせる人権感覚を身に付けることができるような啓発を進めます。

このため、新聞、ラジオ、テレビなどのマスメディアを活用した各種啓発や講座・研修会の開催、啓発資材の作成・提供等を行います。

また、研修を行う際には、講義形式のみならず、参加者間の意見交流や参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的に関わるワークショップ及び渋染一揆(\*50)現地研修など参加・体験型の手法を今後も積極的に取り入れます。

### (イ) 教育の推進

人権意識の高揚を図り、部落差別を解消して差別のない社会の実現を目指すた

---

(\*49)「地域改善対策協議会意見具申」の考え方：「特別対策の終了すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものではない」ことなど、今後の基本的方向を示した考え方

(\*50)渋染一揆：江戸時代末期に岡山藩で起きた、服装にまで加えられた差別政策に人々が団結して立ち上がった一揆

## 【未定稿】

め、これまで積み上げられてきた教育の成果を踏まえ、学校の教育課程に同和問題の解決に向けた教育を適切に位置付けるとともに、学校教育と社会教育の連携を図りながら推進します。

### ① 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての理解と認識を深めるとともに、人権感覚を身に付けることにより、同和問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的態度を養う教育を推進します。

### ② 社会教育の充実

県民が、同和問題についての理解と認識を深め、その差別意識の解消に主体的に取り組むことができるよう、指導者の養成や指導資料の整備、各種情報提供等に努めます。

## (ウ) 公正な採用選考及び雇用の促進

企業の採用選考に当たって、応募者の基本的人権を尊重し、応募者本人の適性と能力に基づく差別のない公正な採用選考システムの確立を図ることが重要です。

このため、国等と連携して、事業主等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を促すとともに、公正な採用選考に必要な知識・理解及び認識をより一層深める研修等を行います。

## (I) 隣保館活動への支援等

社会福祉施設である隣保館は、福祉の向上や人権啓発に関する住民交流の拠点として市町村が設置し、生活上の各種相談や講演会・研修会の開催、教養・文化活動などが実施されています。

引き続き、隣保館活動が、地域の特色やニーズを踏まえて、関係機関等とも連

携し、幅広く展開されるよう支援します。

また、各種奨学金や就業に役立つ技能等の習得に向けた貸付金、農林漁業者・中小企業者に対する融資制度など教育・就労・産業関係の各種自立支援施策の情報提供に努めます。

(オ) えせ同和行為の排除

えせ同和行為については、えせ同和行為対策関係機関連絡会(\*51)において、情報交換し対応を協議するとともに、国、市町村や関係機関等と連携し、その排除に向けて取り組みます。

---

(\*51)えせ同和行為対策関係機関連絡会：岡山地方法務局、岡山県、岡山県警察本部、岡山市及び岡山弁護士会で構成する組織

## (6) 外国人

### ア 現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する一方、経済をはじめとするさまざまな分野でのグローバル化に伴い、来訪する外国人が増加し、定住化も進んでいます。

法務省「在留外国人統計」によると、県内の外国人数は、令和~~6~~7(2024)2025)年~~12~~6月末現在 38,88640,130人で過去最高となっており、今後も、さらなる増加が見込まれています。かつて多数を占めていた韓国・朝鮮籍の特別永住者が減少する一方で、ベトナムやインドネシアなど東南アジア出身者が増加傾向にあります。また、技能実習や特定技能など外国人労働者の割合が高くなっています。

県では、外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会づくりに向け、在住外国人支援のための各種施策を推進してきました。

しかしながら、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と在住外国人との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、在住外国人や帰化により日本国籍を取得した人に対する偏見や差別、蔑視が少なからず認められ、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動であるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷付け、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることになりかねないことから、平成28(2016)年6月施行の「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、国と地方公共団体はその解消に向けた取組を進めています。

また、令和7(2025)年4月には、外国人労働者の増加を踏まえ、地域住民との共生の下に、外国人材及びその家族等が安心して働き、生活し、活躍できる社会を実現するため、「岡山県外国人材等支援推進条例」が施行されました。今後、条例に基づき、外国人材等に対する支援の取組を進めていきます。

第4回意識調査では、在住外国人の人権が守られるために必要なこととしては、「在住外国人の積極的な登用・雇用や労働条件の向上」、「在住外国人に対する日本人の理解促進」、「日本語学習機会の増大や在住外国人の子どもに対する教育の

## 【未定稿】

充実」と回答した人の割合がいずれも3割を超えたほか、「在住外国人向けの相談体制の充実」や「多言語による生活情報提供の充実」と回答した割合も3割近くあり、コミュニケーション面や生活面の支援の充実など、外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会づくりのさらなる推進が求められています。

### イ 基本的な施策の方向

これからの地域社会を共につくる一員として、外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会を実現するため、在住外国人に対するさまざまな支援や各種研修会・交流会の充実に取り組みます。

#### (ア) 人権意識の啓発と相互理解の促進

相手の文化や生活習慣への理解を深め、外国人に対する偏見や差別、不当な差別的言動をなくすため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、さまざまな機会を通じて人権意識の高揚に努めます。

また、在日韓国・朝鮮籍の人々を取り巻く状況について、歴史的経緯や環境などへの理解を深め、互いに認め合い、尊重していくことが重要です。このため、青少年交流を進めることなどにより、県民の理解を促し、偏見や差別の解消に努めます。

#### (イ) コミュニケーション支援

##### ① 情報の多言語化

外国人が言葉の壁に遮られることなく、地域で安全に安心して生活するために必要な情報を得られるよう支援を行います。このため、県、市町村、NGO・NPO等の連携により、さまざまな媒体による多言語の情報提供を進めるとともに、各種行政手続など基本的な生活情報は、来日間もない時期に提供されるよう、市町村と連携した取組を進めます。

## 【未定稿】

また、道路や公共施設の案内板や表示板にローマ字や外国語を併記したり、わかりやすい表示となるようユニバーサルデザインの導入の推進に努めます。

さらに、外国人の生活にかかわりのある行政機関、NGO・NPO等が連携して情報交換や意見交換を行うなど、外国人に対する相談・支援体制の充実に努めます。なお、外国人の地方参政権については、政府、国会等における動向を考慮し適切に対応していきます。

### ② 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人が日本語や日本文化を学ぶことは、日本を理解し、地域社会の一員として生活するために重要であることから、岡山国際交流センターを中心に、日本語学習・指導支援機能の充実を図るとともに、日本語指導者や日本語ボランティアの資質向上に取り組みます。また、日本語教室に通うことのできない外国人に向け、オンラインによる日本語学習環境整備に取り組みます。

さらに、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及に向けた取組を推進していきます。

### (ウ) 生活支援

#### ① 子育て・教育

子育てについては、母子保健サービスに係る情報提供や多言語での相談体制の整備を進めます。

また、外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる就学機会の適切な確保のために、就学状況等の把握に努め、学校において、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、児童生徒等に日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

② 適正な雇用等の促進

県内で仕事を求める在住外国人や留学生のため、ハローワーク内の多言語対応可能な窓口の紹介や通訳ボランティアの派遣など、国と連携して相談・支援の充実に努めます。

また、外国人が働きやすく活躍できるよう、企業向けセミナーの開催や留学生向けの就活講座の開催などにより、県内企業への外国人材の適正で円滑な受入れの支援を行うとともに、留学生の県内就職支援を行います。

なお、在住外国人の公務員への任用については、任用に関する基本原則を考慮しつつ、職務の内容と国籍の必要性について検討し、適切に対処します。

③ 保健・福祉等の充実

在住外国人が健康な生活を送るためには、疾病の予防とともに、保健・医療などについて利用しやすい環境・条件の整備に努めることが大切です。

このため、多言語での対応が可能な医療機関や福祉等の相談機関についての情報提供や、相談・支援体制の充実に努めます。

また、在住外国人に対する国民健康保険・国民年金の制度の周知徹底を図り、未加入者が生じないように努めます。

④ 防災

大きな災害が起こった場合、言葉の壁がある外国人被災者を支援する体制づくりが必要です。このため、災害関連情報の多言語による提供や「災害救援ボランティア（通訳・翻訳）」の養成・登録を行うなど、災害時の外国人支援体制の充実に努め、在住外国人におかやま防災ポータルや多言語対応した防災アプリの利用を促すとともに、市町村や関係団体、地域コミュニティ等と連携し、在住外国人の防災意識や災害対応能力の向上を図ります。

⑤ 連携による相談・支援体制の充実

在住外国人は、生活する上でさまざまな困難に直面しており、実情に即した相談対応や支援を行うことができるよう、関係機関、NGO・NPO、地域と外国人のパイプ役となるボランティアである「地域共生サポーター」等との連携を強化します。

また、県外国人相談センターで一般的な相談受付を行い、専門的な対応が必要と判断される場合には、専門分野の相談機関がケースを引き継いで問題解決のための支援が円滑に行えるよう相談機関等との連携を強化します。

## (7) ハンセン病患者・元患者及びその家族

### ア 現状と課題

ハンセン病は、らい菌による感染症で、長期にわたり大量の菌と接触することによりはじめて感染が起こります。感染しても発病に至ることは稀です。現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気となっています。昭和6(1931)年の「らい予防法」により患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や家族は厳しい偏見や差別を受けてきました。平成8(1996)年に法律が廃止され強制隔離が終わった後も、入所者の多くは長年にわたる隔離により家族や親族などとの関係が断絶し、自身の高齢化等もあり、病気が完治していても社会復帰は困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

また、患者・元患者及びその家族（以下「元患者等」という。）は、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、解決に向けた取組はなされませんでした。

平成13(2001)年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の判決を受け、国はハンセン病の元患者等に謝罪し、同年6月には、元患者等の名誉回復及び福祉増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を施行しました。その後、平成21(2009)年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病の元患者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項が定められました。さらには、令和元(2019)年6月の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の判決を受けて、国は入所者・社会復帰者の家族に謝罪し、同年11月には家族への補償を目的とした「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行及び「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の改正により、家族の名誉回復やその境遇を踏まえた普及啓発に取り組んでおり、令和6(2024)年6月

## 【未定稿】

には法律を改正し、家族に対する補償金の請求期限を令和 11(2029)年 11 月まで延長しました。

また、令和 6(2024)年 7 月の最高裁判所判決において、旧優生保護法の規定が違憲とされましたが、ハンセン病の元患者等もその対象に含まれていないの受けが改めて認められました。

第 4 回意識調査では、多くの項目でハンセン病に関する人権問題について知っている割合が前回調査を下回っており、また、国が公表した令和 7(2025)年 3 月のハンセン病問題に係る全国的な意識調査で、偏見差別は依然として深刻な状況にあることから、一層の取組が求められています。

県においては、「らい予防法」に基づく一連の施策の一端を担ってきたことを踏まえ、過去のハンセン病施策の実態を調査・検証し、今後、取り組むべき施策の提言を目的として、平成 13(2001)年に設置した「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」からの意見書に基づき、社会復帰を支援する福祉施策を実施するとともに、県民に対しハンセン病に関する正しい理解と偏見・差別解消のための啓発事業に積極的に取り組んでいます。

また、「ハンセン病問題関連史料調査委員会」を設置し、県や市町村、療養所などに残る史料を調査して、かつてのハンセン病対策を振り返り、同じ間違いを繰り返さないための教訓として後世に伝えていく岡山県ハンセン病関係資料集「長島は語る」を刊行しました。収集した史料は県立記録資料館に収蔵し、平成 27(2015)年から公開しています。

### イ 基本的な施策の方向

ハンセン病の元患者等に対する偏見・差別は依然として存在することから、元患者等が置かれていた境遇を踏まえ、学校等と連携した正しい知識の普及啓発、入所者の福祉の増進、元患者の社会復帰への支援に対し、きめ細かな事業を実施します。

(ア) 偏見・差別解消のための啓発の実施

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）」を中心として、ラジオやSNS等による啓発、啓発パネルの貸出し展示などを実施します。また、年間を通じて、普及啓発DVDの貸出しや、ホームページによる啓発、リーフレットや小冊子の作成配布、ハンセン病問題を正しく理解するための講演会の開催、県民が実施する元患者等との交流事業への助成を実施します。

さらに、学校においては、元患者等との交流や動画等を活用した授業などさまざまな教育活動の中で、ハンセン病問題に対する正しい理解と認識を深める教育を推進し、元患者等に対する偏見・差別の解消に努めます。

(イ) 入所者の福祉増進施策の実施

里帰り、墓参り等については、個別に意向を聞いて適切に対応します。また、入所者と地域社会との交流についても支援していきます。

社会復帰については、社会復帰希望者の要望を考慮し、関係自治体や医療機関等と連絡・調整を図ります。社会復帰者については、県営住宅の優先入居や住宅費の一部助成等の支援、医療費や介護保険利用料の助成を行います。

## (8) 患者等

### 【H I V感染・エイズ】

#### ア 現状と課題

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（後天性免疫不全症候群）と呼んでいます。H I Vには今なお世界中で多くの人が感染しており、日本では昭和 60(1985)年に最初の患者が発見されて以降、新規H I V感染者、新規エイズ患者は減少傾向にあるものの、現在も年間で千名程度の報告があります。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、疾患に対する正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在しています。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力は弱く、性的接触に留意することにより日常生活において感染することは通常ないことから、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、治療薬が開発され、それらを複数服用（多剤併用療法）することにより、H I Vに感染しても、発症を防いだり、症状を緩和させたりすることも可能になっているほか、治療を継続して体内のウイルス量が大きく減少すれば、他の人への感染リスクをゼロに近いレベルまで下げられることも確認されています。

平成 10(1998)年には、感染症の患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、引き続き、感染症の患者に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた施策を推進していく必要があります。

第 4 回意識調査では、H I Vに関する人権問題について、「差別的な言動」「交際や結婚問題での周囲の反対」「職場での不利な扱い」を見聞きしたことのある割合が前回を下回り、「特にない」の割合が前回を上回っていることから、差別や偏見の解消に向けて、一定の成果がみられています。

## イ 基本的な施策の方向

エイズのまん延防止及びエイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発やエイズ患者やH I V感染者が安心して適切な医療を受けられるようエイズ治療拠点病院を中心とした検査・相談・診療体制の整備を推進します。

### (ア) 正しい知識の普及・啓発

「世界エイズデー（12月1日）」を中心に、エイズに関する正しい知識についての啓発を推進し、エイズのまん延防止とエイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別の解消を図ります。学校や地域の団体等へ、専門の講師や保健所・支所職員を派遣する「エイズ等出前講座」を実施することで、若年層に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

### (イ) 相談・検査体制の充実

全保健所・支所において、匿名相談、匿名による無料のH I V抗体検査を実施し、一部保健所においては迅速検査を導入することにより受けやすい検査体制を整備します。また、エイズ治療拠点病院にH I V抗体検査を委託し、検査機会の拡大を図ります。

さらに、行政窓口や病院等における対応において、エイズ患者やH I V感染者の立場に立った、きめ細かなプライバシー対策を行うため、研修によるエイズ相談・検査業務の質の向上を図ります。

### (ウ) 診療体制の充実

エイズ患者やH I V感染者が身近な地域の医療機関で安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院を中心とした診療体制を整備します。各拠点病院には、必要に応じ、カウンセラーを派遣するなど診療体制の充実を図ります。さらに、医療従事者の研修機会の拡大や積極的な情報交換により、医療従事者の知

識・技術向上を図ります。

(I) 学校における教育・啓発

学校においては、体育科・保健体育科と他教科等との関連を図りながら、系統的、計画的な性に関する指導の中で、エイズ教育を含めた指導を進めるとともに、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の連携に配慮し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。

【その他の疾病等】

(ア) 正しい知識の普及・啓発

感染症や難病等については、疾病に関する知識不足や偏見から、患者やその家族等が差別的な扱いを受けることがあります。

このため、こうした疾病についても、その正しい情報を提供し、それぞれの疾病についての正しい理解と認識を深めるなど、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた対策を推進します。

特に、新型コロナウイルス感染症では、未知の病原体による感染拡大への不安の高まりから感染者や、感染者と接する医療従事者、また、その家族等に対する偏見や差別が起きました。このような新たな感染症に対しては、関係機関と緊密な情報連携を図り、県民へ正しい知識や感染防止策等の情報提供を迅速に行うとともに、不安が差別につながることを防ぐよう啓発を図ります。

(イ) 自己決定の尊重

① インフォームド・コンセント

医療法上、医師等は患者の立場に立った医療情報の提供や適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めなければならないとされています。

こうしたことから、良質かつ適切な医療を提供するため、医療における倫理

## 【未定稿】

性の確保を図りながら、医師等は、病名や症状などの説明だけでなく、検査法や治療法にかかる複数の選択肢について、効果や治療成績、予後への影響、欠点などを説明し、患者が自らの医療を自主的に選択できるようにすることが重要であり、医療関係団体が行う研修等を通じて、インフォームド・コンセントの確立を推進します。

### ② 診療情報の開示

患者と医師等が診療情報を共有することで、共同して疾病の克服に当たるなどのメリットがあり、個人情報の保護等に留意した十分な開示が求められています。

平成17(2005)年4月施行の「個人情報保護法」や、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、手引の配布や研修等を通じて、患者の自己決定権を尊重した診療体制の充実と診療情報の開示を促進します。

### ③ 入院患者の人権

患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

結核などの感染症の患者が、まん延防止のために強制的に入院する場合でも、可能な限り個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づく入院を促すことを原則とし、適正な手続を通じて行います。

### (ウ) プライバシーへの配慮

カルテや医療費の請求に係る書類などには、患者の病状など重要な個人情報が含まれており、その情報の漏洩はプライバシーの侵害につながります。

医療に関する個人情報については、「個人情報保護法」により、医療従事者等の守秘義務の徹底や、OA化の中で情報管理の徹底などを図ることとされており、

## 【未定稿】

医療関係団体が行う研修等を通じて、患者情報の保護が図られるよう啓発に努めます。

また、臓器移植医療における情報開示の手法や範囲等については、関係法令に基づき、臓器提供施設、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、移植施設等、それぞれが責任を持って決定し、臓器移植の透明性の確保と、患者、臓器提供者、家族等の人権やプライバシー保護に努めます。

### (I) 社会参加と生活の支援

長期にわたる疾病にあっては、療養中でも病状などを勘案の上、地域の多様な活動に参加することが患者の生活や健康の上でも有効であり、治療に良い効果をもたらす面があります。このため、関係機関、患者団体、家族会等と連携し、患者と地域社会との交流や社会参加の促進を図ります。

また、患者が住み慣れた家庭や地域で生活し、かかりつけ医療機関の往診や訪問看護などの在宅医療サービスを受けることができるよう、かかりつけ医の必要性を啓発するとともに、各種サービス基盤の充実を図り、療養生活の質の向上に努めます。

## (9) 犯罪被害者及びその家族

### ア 現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族については、直接的な被害にとどまらず、その後も二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏な生活を営むことができるよう、個人の尊厳が重んぜられ、処遇を保障されたさまざまな支援が必要です。

犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因等に応じて適切に講ぜられるとともに、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられなければなりません。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした平成 17(2005)年施行の「犯罪被害者等基本法」に基づき、「第 5 次犯罪被害者等基本計画」を策定し施策を進めています。

また、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されません。「相手の同意のない性的な行為は性暴力」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく必要があります。このため、国では、令和 5(2023)年 3 月に策定した「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、多様な被害者支援の充実に努めるなど、施策を進めています。

### イ 基本的な施策の方向

「岡山県犯罪被害者等支援条例」や「第 5 次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

### (ア) 損害回復・経済的支援等

犯罪等により受けた損害の回復や経済的負担の軽減に向けた支援等を行います。

(イ) 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪等により直接受けた精神的、身体的な被害の回復支援を行い、その負担を軽減します。また、二次的被害を防止するための取組や、犯罪被害者等への再被害を防止し、安全を確保するため適切な対応をします。

(ウ) 刑事手続への関与拡充

犯罪被害者等が、その被害についての刑事手続に適切に関与することができるよう、関係機関や制度等に関する情報提供などに取り組みます。

(I) 支援等のための体制整備

令和7(2025)年4月に運用を開始した多機関ワンストップサービス体制(\*52)の効果的な運用が図られるよう、関係機関・団体の連携を強化するとともに、支援に携わる機関・団体の体制の充実を図るなどして、対応力向上のための取組を推進します。また、関係機関等における各種支援制度等の情報提供や民間被害者支援団体による活動への援助を行います。

(オ) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

犯罪被害者等に対するすべての人々の理解と配慮やそれに基づく協力が重要であることから、県民の理解の増進と配慮・協力の確保に取り組みます。

(カ) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援

---

(\*52)多機関ワンストップサービス体制：個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の個人情報保護のためその同意の下で、県に配置する犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、コーディネーターを中心に関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する体制

## 【未定稿】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(\*53) を中核として、子ども、男性を含む、さまざまな被害者に対する支援の充実を図るほか、教育・啓発の強化等に取り組みます。

---

(\*53)性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化を防止するため、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）をワンストップで提供する機関

## (10) 性的マイノリティの人々

### ア 現状と課題

一人ひとりの人間が持っている性は、「身体の性」、「社会に割り当てられた性」、「ジェンダーアイデンティティ」（性自認）、「性的指向」（好きになる性）等の要素が組み合わさったものであり、多様です。

いわゆる「LGBTQ(\*54)」などの性的マイノリティの人々は、周囲の理解が必ずしも十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれたりすることがあります。

性別の取扱いについては、平成16(2004)年の「性同一性障害特例法(\*57)」の施行や令和5(2023)年10月の最高裁決定等により、一定の条件を満たす場合には性別の取扱いの変更ができるようになっていきます。また、令和4(2022)年1月から、国際疾病分類のカテゴリーについては、「精神、行動、神経発達の疾患」から「性の健康に関わる状態(仮訳)」に、また、名称も「性同一性障害」から「性別不合(仮訳)」(\*58)に変更されました。

また、令和2(2020)年の「労働施策総合推進法」の改正により、性的指向・

(\*54) LGBTQ：女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、出生時に社会に割り当てられた性とジェンダーアイデンティティが一致せず、性別違和感を持つ人(Transgender)、クエスチョニング(\*55) (Questioning) 又はクィア(\*56) (Queer) の頭文字をとった言葉で性的マイノリティの総称として表現されている。このほかのさまざまな性の在り方を含めて「LGBTQ+」とも表現される。

(\*55) クエスチョニング：自分の性的指向、ジェンダーアイデンティティについて、定まっていない、明確にできない、明確にしたくない人

(\*56) クィア：「独特な」などと訳されるが、近年では肯定的に性的マイノリティや既存の性のカテゴリーに当てはまらない人々を示す言葉として用いられている。

(\*57) 性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）：「性別不合(仮訳)」の人のうち性別変更の要件を満たす者について、家庭裁判所の審判により、戸籍上の性別記載を変更できるようにする法律

(\*58) 性別不合(仮訳)：出生時に割り当てられた性と実感する性別とが一致しない状態。なお、「仮訳」は令和9(2027)年に正式決定される見込み。

## 【未定稿】

ジェンダーアイデンティティに関する侮蔑的言動（ソジハラ(\*59)）や、アウティング(\*60)がパワー・ハラスメントに当たるとされ、防止対策が事業主に義務付けられました。

令和5(2023)年の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下「理解増進法」という。)の施行により、地方公共団体には、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた県民理解の増進が努力義務として規定されています。

第4回意識調査では、人権問題だと思ふ事柄について差別的な言動、次いで性的マイノリティの人々への理解不足が挙げられています。

一方、全国の地方公共団体では、同性の二者が婚姻と同等の関係にあることを証明する「パートナーシップ宣誓制度」等の導入が進み、令和7(2025)年4月の県内における人口カバー率は9割を超えています。

### イ 基本的な施策の方向

「理解増進法」に基づき、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、県民に対し、多様な性に関する知識と理解を深めるための啓発、教育の推進に努めます。

#### (ア) 理解増進のための啓発

不当な差別はあってはならないとの認識の下、性的マイノリティの人々が自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する啓発や研修に努めます。

---

(\*59)ソジハラ：性的指向やジェンダーアイデンティティに関連した差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力

(\*60)アウティング：本人の了承なく、その人の性的指向やジェンダーアイデンティティに関する情報を第三者に暴露すること

(イ) 相談体制の充実

性的指向やジェンダーアイデンティティの相談やそれにかかる偏見や差別に関する相談体制の充実に努めます。

(ウ) 学校における教育・啓発

性別に違和感を持つ児童生徒に対し、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めます。

(11) ホームレス（路上生活者）

ア 現状と課題

厳しい経済情勢や雇用情勢に伴う倒産や失業、病気・けが・高齢などさまざまな要因によりホームレスとなった人が存在します。

イ 基本的な施策の方向

ホームレスとなった人が、自らの意思で安定した生活を営めるよう、福祉事務所等において、一人ひとりの状況やニーズに応じた情報提供や相談支援、民間団体等と連携した一時的な食の提供等の生活支援、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組みます。

## (12) 自殺問題

### ア 現状と課題

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があります。自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、精神保健上の問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組む必要があります。

令和6(2024)年の全国の自殺者数は20,320人で、統計を取り始めた昭和53(1978)年以降2番目に低い数でした。男女比は約2:1となっています。一方、年齢別で見ると、15歳から39歳までの若者の死因の第1位が自殺となっており、小中高生の自殺者数が統計のある昭和55(1980)年以降で最多となるなど深刻な状況にあります。

### イ 基本的な施策の方向

「第4次岡山県自殺対策基本計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、社会情勢等を考慮した総合的な対策に取り組めます。

#### (ア) 地域におけるネットワークの強化

県・市町村、関係団体・民間団体、企業、県民等が相互に連携・協働し、自殺対策を総合的に推進します。

#### (イ) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、寄り添いながら、適切な対応をとることができる人材の育成に努めます。

#### (ウ) 住民への啓発と周知

## 【未定稿】

自殺に追い込まれかねない危機においては、誰かに援助を求めることが適切であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発に取り組めます。

### (I) 自殺未遂者等への支援の充実

「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やすという観点から、自殺リスクの高い方が抱えるさまざまな社会的問題への包括的な支援に取り組めます。

### (オ) 自死遺族等への支援の充実

自死遺族は自責の念や偏見・差別に苦しむほか、経済面での不安など、極めて厳しい状況に置かれることから、自死遺族の心のケアなどの支援に取り組めます。

### (カ) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

危機に直面したときに、誰にどうやって助けを求めればよいのかを具体的・実践的に学ぶとともに、つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。

## (13) 被災者

### ア 現状と課題

東日本大震災や西日本豪雨等の大規模な災害では、高齢者、障害のある人、妊産婦、子ども、外国人などの要配慮者を含む多くの人々が避難生活を強いられました。避難所生活が長期化するにつれて、生活環境の変化による心身の機能低下への配慮、プライバシーの確保など、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズへの配慮が不足するなど、被災後の生活にも深刻な問題が生じました。

### イ 基本的な施策の方向

今後、南海トラフ地震(\*61)や断層型地震、集中豪雨の多発や台風の大規模化に伴う大規模風水害の発生が懸念されている現状を踏まえ、市町村と連携し災害時において被災者の置かれた状況に応じた支援に努めるとともに、被災者をめぐる人権問題について、理解を深める啓発を推進します。

---

(\*61)南海トラフ地震：駿河湾から日向灘にかけて延びる海溝「南海トラフ」を震源とし、マグニチュード8～9程度の地震が、今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生すると言われている。県内では、最大で死者約3千人、建物の全壊約1.8万棟の被害が予想されている。

## (14) 刑を終えて出所した人及びその家族

### ア 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

平成 28(2016)年施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

### イ 基本的な施策の方向

令和 6(2024)年 3 月策定の「第 2 次岡山県再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくすよう国や関係機関と連携して、「社会を明るくする運動(\*62)」等の啓発活動に取り組みます。

さらに、犯罪をした人等のうち、高齢又は障害があることにより、福祉の支援を必要とする人については、「地域生活定着支援センター」をはじめ多様な関係機関が連携し、社会復帰を支援します。

---

(\*62)社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築いていこうとする全国的な運動

(15) 中国残留邦人とその家族

ア 現状と課題

県内には、令和7(2025)年~~9~~12月末現在 144 世帯 494 名の中国残留邦人とその家族が帰国しており、高齢化、言葉の壁、生活習慣の違い等から就業の困難、地域社会になじめない等の問題を抱えています。

イ 基本的な施策の方向

国及び市町村等と連携をとりながら、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立を促進し、生活の安定が図られるよう必要な施策に引き続き取り組めます。

## (16) 拉致問題

### ア 現状と課題

昭和 40(1965)年代以降、北朝鮮当局により多くの日本人が拉致され、日本国政府は拉致被害者 12 名及び特定失踪者 271 名の早期帰国を求めています。平成 14(2002)年に北朝鮮政府が初めて拉致を認め、拉致被害者 5 名を帰国させた後は、未帰国の被害者の安否についていまだに納得できる説明はなく、現在まで解決に至っていません。

### イ 基本的な施策の方向

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)」をはじめとする機会を捉えた啓発や、全国知事会及び「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を通じての拉致問題早期解決の国への要望活動に引き続き取り組みます。

国の第二次計画等に掲げる他の課題や今後新たに生起又は顕在化する人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重する視点に立って、それぞれの問題の状況に応じて適切に対応するよう努めます。

さらに、法の整備等が必要なものについては、他の都道府県とも連携して国に働きかけます。

## 第5章 推進体制

県は、人権に関する全庁的な推進体制の下、部局間の横断的かつ緊密な連携を図りながら、国、市町村、民間との一層の連携・協力の下、総合的な人権施策を推進します。

### 1 県における体制

県では、学識経験者で構成する岡山県人権政策審議会を設置し、人権政策に関する重要事項について調査審議して、施策の推進に反映していきます。

また、政策推進会議、人権施策推進会議、人権啓発マトリックス等により、庁内関係部局や県民局とも連携を図りながら、全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政を推進します。

### 2 国や市町村等との連携・協力

国、市町村、関係機関等とそれぞれ情報交換・役割分担しながら、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会や県内4つの地域ネットワーク協議会を通じて、緊密な連携・協力を図り、人権施策を推進します。

なお、県民にとって一番身近な市町村に対しては、地域の実情に即した取組が行われるよう、情報の提供や事業の支援に努めます。

### 3 民間との協働

県民、ボランティア、NPO、企業、大学などさまざまな主体の果たす役割は大きく、それぞれの自主性を尊重しながら、民間と行政が協働して取組を一層推進します。